

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受理番号	228	受理年月日	令和3年4月22日
件名	敬老乗車証の再交付		
要旨	<p>私が令和2年9月に交付された敬老乗車証を同年10月に紛失した経緯は次のとおりである(1回目の紛失)。</p> <p>私は近鉄バス、地下鉄・市バスの2枚の敬老乗車証を交付してもらっている。病院からの帰路、地下鉄京都駅から地下鉄に乗り、近鉄向島駅で降りて、向島駅で駅構内に設置されている精算機に敬老乗車証を入れ、竹田駅から向島駅間の追加料金210円の切符を購入し、向島駅の改札を出た。</p> <p>数日後、敬老乗車証がないことに気付いた。精算機に敬老乗車証を挿入した際、追加料金の切符だけを受け取り、敬老乗車証を精算機に挿入したまま取り忘れたようだ。</p> <p>私は、遺失届を向島警察署に出し、証明書を持って伏見区役所で再交付手続きを行い、敬老乗車証の再交付を受けた。</p> <p>その後、昨年11月に警察署から、紛失した敬老乗車証が届けられ預かっているとの連絡があったが、既に再交付された敬老乗車証を使っていたため、警察署に処分しておいてほしいと伝えた。</p> <p>私が令和3年1月中頃、敬老乗車証を紛失した経緯は次のとおりである(2回目の紛失)。</p> <p>病院に行くため近鉄向島駅から地下鉄京都駅まで乗車し、地下鉄京都駅の職員不在の改札から出るため敬老乗車証を自動改札機に通す必要があり、電車の中でケースから敬老乗車証を抜き、財布に挟んだ。</p> <p>自動改札機に通そうとしたとき、敬老乗車証がないことに気付いた。ケースに挟んでいた敬老乗車証を落としたようだ。そのため、駅員が常駐する改札口に回り、駅員に事情を話し改札を出るとともに地下鉄と近鉄の落とし物の預かり所の連絡先を聞き、3日間掛けてそれぞれ連絡したが届いていなかった。</p> <p>私は警察署に遺失届を出し、証明書を持って伏見区役所の長寿福祉課で再交付を求めたところ、敬老乗車証の再交付は年1回となっており、一度再交付された方には機械にチェックが入るので作動せず交付できないとの返事であった。</p> <p>私は1回目の紛失時に届けられた敬老乗車証を預かっていると連絡があった向島警察署に連絡したところ、保管期間は3箇月で1月13日に処分したとのことであった。</p> <p>その後、市民しんぶんに関りごとに関する相談窓口が紹介されていたので、そこに電話して事情を話したところ、事情は分かったので、どうしても必要なら担当課に申し出て相談してくださいとのことだったので、再度、伏見区役所の長寿福祉課で再交付をお願いしたが、1年に2回目の再交付はできないとの返事であった。</p> <p>敬老乗車証を利用するのは高齢者である。私だけでなく年2回以上紛失する人もほかにあると思う。敬老乗車証は私にとってなくてはならないものである。</p> <p>ついては、私のように紛失した事情が明らかな場合、1年に2回目であっても敬老乗車証の再交付を願う。</p>		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		